

尼崎西宮芦屋港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所について

第1 旅客、船員及びその他の交通者

外国往来船	交通経由場所
東海岸町2号岸壁及び3号岸壁の各維けい船	施設の管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した尼崎港東5号ゲート及び尼崎港東6号ゲート
大道埠頭(株)鶴町岸壁の維けい船	大道埠頭(株)鶴町作業所正門
大道埠頭(株)末広岸壁の維けい船	大道埠頭(株)末広作業所正門
西宮6号・7号岸壁の維けい船	施設の管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置したメインゲート
上記各欄に維けい中の船舶又は上記各欄以外の維けい中の船舶（沖がかり船を含む。）	東海岸町1号通船発着場岸壁

第2 貨物の積卸を行う場合の経由場所

1. 東海岸町2号、3号岸壁
2. 大道埠頭(株)鶴町岸壁、大道埠頭(株)末広岸壁
3. 東海岸町1号物揚場。ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。
4. 西宮6号・7号岸壁
5. 保税地域にあっては、当該保税地域前面の岸壁又は物揚場。ただし、当該保税地域に出し入れされる貨物に限る。